

●色彩基準

【道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、歴史軸】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合（歴史軸の重点地区を除く）  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○歴史軸の重点区域では、外壁、屋根及びシャッター等の基調となる色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和したものとすること。

【湾岸軸】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁及び屋根（阪南市・岬町は外壁のみ）については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁・屋根基本色）

- ① R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下、明度9未満
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下、明度9未満
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下、明度9未満
- ④ 無彩色の場合、明度9未満

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・知事が地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物に限る）又は機能上やむを得ない施設として認める場合（阪南市・岬町は除く）
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合（阪南市・岬町は除く）